

○三国湊町家館条例施行規則

平成19年9月25日
教育委員会規則第12号

改正 平成29年3月22日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、三国湊町家館条例（平成18年坂井市条例第128号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第6条の規定により、三国湊町家館を使用しようとする者は、三国湊町家館使用許可申請書（様式第1号）を坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、使用の許可をしたときは、三国湊町家館使用許可書（様式第2号）を交付する。

(使用料の減免)

第3条 条例第8条第1項ただし書の規定による使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）の基準は、別表に定めるとおりとする。

2 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(使用料の不還付)

第4条 条例第9条ただし書に規定する特別の事由とは、次のとおりとする。

(1) 使用者の責めによらない理由で三国湊町家館を使用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な事由があると認めたとき。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた使用内容を変更しないこと。

(2) 三国湊町家館、備品、展示資料等をき損し、又は汚損しないこと。

(3) 使用又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

(4) 許可を受けずに寄附金等の募集、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。

(5) 風俗、秩序を乱し他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(6) 使用後は現状に復し、部屋の内外の清掃をすること。

(入館の制限等)

第6条 教育委員会は、他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれのあると認められる者に対し、入館を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じることができる。

(入館者の遵守事項)

第7条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 展示資料に触れないこと。

(2) 係員の指示に従わないで展示資料の模造、模写又は撮影をしないこと。

(3) 許可なく所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

2 教育委員会は、入館者が前項各号のいずれかに違反したときは、退館を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(読替)

第8条 条例第12条第1項の規定により、三国湊町家館の管理を指定管理者が行う場合において、第2条、様式第1号及び様式第2号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第6条及び第7条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条（見出しを含む。）、第5条、様式第1号及び様式第2号「使用」とあるのは「利用」と、第2条、様式第1号及び様式第2号中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、第3条（見出しを含む。）、第4条（見出しを含む。）及び様式第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 三国湊町家館条例（平成18年坂井市条例第128号）第12条第1項の規定により指定管理者が三国湊町家館の管理を行う場合において、三国湊町家館条例施行規則（平成18年坂井市規則第121号）の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、この規則の規定により指定管理者が行ったものとみなす。

附 則（平成29年3月22日教委規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の三国湊町家館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

別表（第3条関係）

番号	区分	減免割合
1	市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
2	施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
3	市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
4	市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
5	教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

坂井市教育委員会 様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

㊟

三国湊町家館使用許可申請書

三国湊町家館の施設(設備)を使用したいので下記のとおり申請します。

記

使用日時	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分
使用の目的	
使用人員	人
使用備品	
冷房・暖房	使用する ・ 使用しない

様式第2号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

坂井市教育委員会 ㊟

三国湊町家館使用許可書

年 月 日付けで申請のあった三国湊町家館の施設(設備)の使用について、
下記のとおり許可します。

記

使用日時	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分
使用の目的	
使用人員	人
使用備品	
使用料	円

遵守事項

- (1) 許可を受けた使用内容を変更しないこと。
- (2) 三国湊町家館、備品、展示資料等をき損し、又は汚損しないこと。
- (3) 使用又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (4) 許可を受けずに寄附金等の募集、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 風俗、秩序を乱し他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (6) 使用後は現状に復し、部屋の内外の清掃をすること。
- (7) その他管理上の指示に従うこと。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)